

**令和8年度福岡県国際環境人材育成研修運営業務委託
企画提案公募に関する質問と回答**

番号	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領7 契約の要件	<p>・委託金の支払いは原則として、事業終了後とのことですが、事前に必要な経費(印刷製本費、研修員滞在費等)について概算払いしていただくことは可能ですか</p> <p>・契約金額に対する精算はどのような考えとなりますか(契約金額のとおり精算する項目と実費で精算する項目等がありますか)</p>	<p>・本業務委託は、受注者の履行期間内の業務の実施及び完了に対して契約金額(確定額)をお支払いする契約方式(いわゆるランブサム契約)を採用しており、概算払は認められません。</p> <p>・直接経費のうち、航空賃等変動が見込まれるものについては、実費精算部分を含めることが可能です。ただし、ランブサム契約が原則であり、対象とする費目は必要最小限とします。そして、その場合は、実費精算部分の証拠書類と共に、経費精算報告書の提出が必要となります。</p> <p>また、契約締結後に仕様書の変更が必要となるような大幅な変更(例:参加研修員が減となった等)が発生した場合は変更契約を検討することとなります。</p>
2	仕様書10 業務内容 (2)研修の企画・プログラム案の作成 ア 研修のコンセプト	<p>派遣元が一般廃棄物処理において課題としている内容等の提示(資料)はいつ頃になりますか 企画提案書作成要領2ページ目の参考とは異なるものでしょうか</p>	<p>既に県HPに掲載している、企画提案書作成要領2ページ目「3 参考」に記載している内容が、県が過去の事業から把握した、派遣元が一般廃棄物処理において課題としている内容等の提示となります。</p> <p>なお、契約締結後、受託者には必要に応じてこれ以外の情報をお伝えすることがあります。</p>

3	<p>企画提案書 作成要領2 (4)委託業務 の実施体制</p>	<p>一部再委託を想定されていますが、共同企業体の結成(JV)は可能ですか 可能であれば何か条件等がありますか</p>	<p>本委託事業においては、共同企業体(JV)の参加を想定していません。</p> <p>なお、ご質問に記載のとおり、一部再委託の想定はしています。この場合、県は受託者1者と契約を締結しますが、これとは別途、受託者には再委託承認申請手続きを行っていただく必要があります。</p>
4	<p>仕様書9 実施体制 (2)研修員来 日前 仕様書10 業務内容 (5)テキスト に関する事 務 エ 配布</p>	<p>来日までの研修員との連絡・調整や資料の事前送付は委託者が実施するとありますが、仕様書10(5)エの配布では、研修員に対して確認したテキストの利用許諾範囲の説明、同意書を提出させるとありますが、受託者が行うと来日前に研修員と連絡することになりますが、委託者行うとあることと矛盾しないでしょうか</p>	<p>講義資料の事前送付に係る利用条件同意書の取得は、受託者が作成した様式により、県において実施します。</p> <p>研修員の来日後、受託者には、研修員及び県内留学生に対して、配布資料に係る利用条件同意書を紙で取得していただきます。</p>
5	<p>仕様書10 業務内容 (14)研修員 滞在費の支 給</p>	<p>食事については、宿泊が無料朝食付きの場合以外は言及されていませんが、受託者が手配・アレンジする必要はないという理解でよろしいですか</p>	<p>研修員には日当を支払うこととしており、研修期間中の食事は研修員が各自で調達することを原則としています。従って、歓送迎会を除き、委託者が朝食、夕食を手配する必要はありません。</p> <p>但し、研修のコーディネートの一環として、研修員に宿泊施設周辺の飲食店や食事を調達できる場所の案内は行ってください。</p> <p>一方で、研修中の昼食については、研修先から次の研修先への移動の間取る必要がある場合、食事代は研修員等が支払うこととなりますが、食事を取るお店や購入できる場所(必要に応じて駐車場の確保等を含む)の手配・アレンジ(必ずしも予約行為を伴うものではない)は行っていただく必要があります。</p>

6	仕様書10 業務内容 (6) 研修リーダー の配置	<p>写真は委託者が実施する広報に用いることがあるため、研修員及び県内留学生や視察先等に対し、事前に写真撮影の可否を確認すること。併せて、別途、写真の使用許可の可否も確認すること</p> <p>これらの写真は、受託者も広報等に使用することは可能でしょうか</p>	<p>仕様書に記載している写真の撮影及び使用に係る許可取りは、県が写真を広報に使用するためのものを想定しています。そのため、受託者が写真を広報等に使用されたい場合は、本委託事業とは外枠として、受託者が必要な許可取りを個別に行ってください。</p> <p>但し、本委託業務は県事業であるため、受託者が必要な許可取りを行った場合でも、受託者の広報等に研修の写真を使用される場合は、事前に県にその内容を報告ください。</p>
7	見積書作成 要領3 資材費等 (3)研修員及 び県内留学 生作業服等	<p>①作業服、帽子、ベルト、脚絆は、必要に応じて、研修初年度に購入 ↓ 貸与でも問題ないでしょうか</p>	<p>見積書作成要領において「『必要に応じて』初年度に購入、以下は在庫分を貸与することで対応する」としており、必ずしも購入する必要なく、初年度から貸与としても問題ありません。</p> <p>但し、実際にこれらの貸与が必要な講義がある場合には、どのような研修内容であり、どのような物品を貸与するのか、事前に県にご報告ください。貸与予定の物品が著しく古く、研修員等の安全が懸念される場合等は、購入をお願いする場合があります。</p>

※質問は原文のまま掲載しています。